自治会加入取次のお申込み 電子申請マニュアル

電子申請の入力手順についての手順になります。 本手続きに関するお問い合わせは、以下を参照してください。

O自治会加入取次に関するお問い合わせ
 羽生市地域振興課
 電話:048-561-1121(内線222)
 (平日 8:30~17:15 年末年始除く)

〇電子申請サービスの操作について

電子申請サービスコールセンター 電話:0120-464-119 (平日 9:00~17:00 年末年始除<) E-mail:help-shinsei-saitama@s-kantan.com

1. 電子申請サービスへアクセス

パソコン、スマートフォン等のインターネットに接続可能な機器をご準備のうえ、下記の手順により 申込ください。

(1) 以下より、羽生市ホームページ「電子申請・届出サービス」(自治会加入取次のお申込み)にアクセ スしてください。

「電子申請・届出サービス(自治会加入取次のお申込み)

URL:https://apply.e-tumo.jp/city-hanyu-saitama-u/offer/offerDetail_initDispla y?tempSeq=57070



電子申請 自治会加入取次お申込み

注意事項

①連絡が取れる受験者本人のメールアドレスの登録が必要となります。迷惑メール対策等 を行っている場合は、「city-hanyu-saitama@apply.e-tumo.jp」からのメール受信 が可能な設定に変更してください。

②羽生市ホームページ「電子申請・届出サービス」について、システムメンテナンス等により利 用できない日が生じる可能性があります。その他、通信・機器障害などによるトラブルにつ いては、一切責任を負いません。時間に余裕を持ってお申し込みください。

2. 電子申請サービスの申込画面から必要事項を入力

(1)手続き説明と画面下部の利用規約を確認し、「同意する」をクリックして、次に進みます。

VALUATION VALUATION VALUATION VALUATION			き申込	
宇然の方法 下記の内容を必ずお読みください。 構力 田治会知入版次のか申込み 構力 田治会知入版次のか申込み 構力 田治会知入版次のか申込みができます。 カ申込み後、市時所より申請書に自治会の運搬たの提供または、申請者のお名前・ご住所をお住まいの自治会にお伝えします。 近日中に市役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より運搬がありますので、それまでお待ちください。 プローに市役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より運搬がありますので、それまでお待ちください。 ご注意 ・ 実際の自治室知入手柄きに関しましては、加入する自治会で行ってください。 … ・ ご注意 ・ 実際の自治会の知べ行事者についても、加入する自治会で行ってください。 ・ ご注意 ・ 実際の自力運動入手柄きに関しましては、加入する自治会で行ってください。 ・ ご注意 ・ 実際の会和や行事者についても、加入する自治会にお問い合わせください。 ・ ご注意 ・ 実際の会和や行事者についても、加入する自治会にお問い合わせください。 ・ ご注意 ・ 実際の会和や行事者についても、加入する自治会にお問い会わせください。 ・ 小方下レス へ約は頃にはり、 レー・カブドレス へ約は頃にはり、 ・ 小方下レス へ約は頃にはり、 ・ レー・カブドレス へ約は頃にはり、 ・ 日の この場時は、特価専門地帯中開時間を進す中間、周囲サービス引し見知う ・ 日期 この場時は、地気曲寺村地学中開時間のたれた、 ・ 日本サービスクリレスクロー ・ レーンシーンを開いためます。 ・ に対したり、 ・ に対したりまたのでの書 ・ この場所は、 といいます、) に まし、 ・ ノン・ ー ・ この時間に可能したといたり、このになり、 ・ この場所に、 ・ 日本時間 ・ このかるの目ます、 ・ このかの両面にはたり、のになりまり、 ・ この場所は、 といいます、) に たは、 ・ このかの両面に、たいのごろの面面	Q 手続き選択をする	メールアドレスの確認	● 内容を入力する	🔷 申し込みをする
下記の内容を必ずお読みください。 構築名 自治会加入原次のお申込み 構築名 自治会加入原次のお申込みができます。 お申込み後、市役所より申請者に自治会の遵偽先の提供または、申請者のお名前・ご住所をお住ま いの自治会にとします。 近日中に市役所地成振興課職員または、お住まいになる自治会より運絡がありますので、それまで お待ちください。 近日中に市役所地成振興課職員または、お住まいになる自治会より運絡がありますので、それまで お待ちください。 ご日中に市役所地成振興課職員または、お住まいになる自治会より運絡がありますので、それまで お待ちください。 パロローに市役所地成振興課職員または、お住まいになる自治会より運絡がありますので、それまで お待ちください。 ご日中に市役所地成振興課職員または、お住まいになる自治会より運絡がありますので、それまで お待ちください。 地口目中に市役所地成振興課職員または、お住まいになる自治会より運絡がありますので、それまで お待ちください。 ご日中に市役所地成振興課職員または、お住まいになる自治会より運絡がありますので、それまで た待ちください。 小口注意 近日中に市役所地成振興課職員または、お住まいになる自治会より運絡がありますので、それまで た待ちくたさい。 ご日本 地気の合業的たただは、 1 自然 2023年12月1日の時00分~ ご日本 小口方日 (Mis)@city.hanyu.lg.jp (Mis)@city.hanyu.lg.jp く利用数 と思えスマート自由体施会施長子申請専門協会子申請・届出サービス月間用的 1 自然 小口下日 Complex Complex Complex 1 目的 この時的に、特型用車が料理事時期間やえたり、メントを見て申請・当該等の登録を行うために必要を考慮ののです。 2 利用して何年の登録に関連まといかます。 2 利用して何年の登録の書類を見て申請・当該等の運搬できたいの登録のに関連まできたいの をついます。 2 利用時か回転 たまのこの場所に関連」たちのごろの意見にするこたが必要です。 2 利用したちに、の感知に関連まできたがの とないたます。 2 利用して何年の登録のに関連まできたのの をついます。 1 日間 たまのこの場所に関連」たちのごろの意見には、このが時に関連まできたがの 2 利用して何年の登録のに関連まできたいの 2 利用して何年の登録のに関連までまたので 2 利	手続き説明			
読ま名 自治会加入取次のお申込み 207 自治会加入取次のお申込みができます。 お申込み後、市役所とは日海省に自治会の連絡先の現代または、申請者のお名前・ご住所をお住ま いの自治会にお伝えします。 近日中に市役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで お待ちください。 ・ご注意 ・実際の自治会加入手続きに関しましては、加入する自治会なり連絡がありますので、それまで お待ちください。 ・ご注意 ・実際の自治会加入手続きに同しましては、加入する自治会で行ってください。 ・ご注意 ・実際の自治会加入手続きに回しましては、加入する自治会で行ってください。 ・ご注意 ・実際の自治会加入手続きに回しましては、加入する自治会で行ってください。 ・ご注意 ・実際の自治会加入手続きに回しましては、加入する自治会で行ってください。 ・ご注意 ・実際の自治会会費や行事等についても、加入する自治会で行ってください。 ・ご注意 ・実際の自治会会員や行事等についても、加入する自治会でお問い合わせください。 ・ご注意 ・実際の自治会会員 ・注意会会費や行事等についても、加入する自治会でお問い合わせください。 ・ご注意 ・見力でドレス いたお日 ・注意会会員 ・注意会会員や行事等についても、加入する自治会でお問い合わせください。 ・注意会員 ・注意会会員 ・注意会 ・注意会員 ・注意会 ・注意会員 ・注意会 ・注意会 ・注意会 ・注意していまましています。 ・注意しつく ・注意していまればしたり、 ・注意していまましています。 ・注意時の自当会 ・注意していまましていまればたりたり、 ・注意していまましましたり、 ・注意していまましたり、 ・注意していまましたり、		下記の内容を必ず	お読みください。	
時期 自治会知入取次のお申込みができます。 b申込み後、市役所はり申請者に自治会の連絡先の提供または、申請者のお名前・ご住所をお住ま いの自治会にお伝えします。 近日中に市役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで お待ちください。 近日中に市役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで お待ちください。 ジロ中に市役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで お待ちください。 ジローレニ市役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで お待ちください。 ジローレニ市役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで お待ちください。 ジローレニー役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで お行ちください。 ジローレニーが役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで おうたちください。 ジローレニーが役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで おうたちください。 ジローレニーの役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで おうたものとうる自治会なり連絡がありますので、それまで このまたのの分々 けつきの この この おちょううう この けの この 近日の この COMB的にある この さいます。) に対し、インターネットを通じて申請・最出サービス) (以下す)、 に対し、 インターネットを通じて申請・ 島当等の手続を行うために必要な事項を定めらもの てきの するのの運用したちは、 この 初りに同時に、 おもの ジローレンターション おもの ジローレーン 1 目的 この この こっての ジローレーン ないます。 います。 いの ジローレーン おり、 たたい、 この この たったっの ジローレーン よの この ごの ごの この この につ ことの ことの ことの この ことの ことの この この てきの この 1 目的 この この この この この	手続き名	自治会加入取次のお申込み		
お申込み後、市役所より申請者に自治会の遵格たの提供または、申請者のお名前・ご住所をお住ま いの自治会にお伝えします。 近日中に市役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで お待ちください。 次日中に市役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで お待ちください。 *ご注意 ・実際の自治会加入手続きに関しましては、加入する自治会で行ってください。 *自治会の会員や行事等についても、加入する自治会で行ってください。 *16歳会の会員や行事等についても、加入する自治会で行ってください。 *203年12月1日の時の分~ *11 *203年12月1日の時のの分~ *203年12月1日の時のの合わせたいますりまたがしたりの見知り *1日的 *205月1日で構成開業は、といいます。) に対し、インターネットを通じて申請・編出等の手続を行うためにごを要な多りのです。 *2 利用時的の問題 *2 利用時的の問題 *2 シスクムを利用して使用・編出等手続を行うためには、この時的に開業することが必要すず、このことを相談に、構成問由は本シスクムのであっ *2 小児母のと見りして申請・編出等手続を行うためには、この時的に開意いただけたものとみなします。 *12 日を *12 日を *12 日を *2 回該のでありたんでください	説明	自治会加入取次のお申込みができ	ます。	
近日中に市役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで お待ちください。 近日中に市役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで お待ちください。 ※ご注題 ・実際の自治会加入手続きに関しましては、加入する自治会にお問い合わせください。 ・自治会の会費や行事等についても、加入する自治会にお問い合わせください。 ・自治会の会費や行事等についても、加入する自治会にお問い合わせください。 ・自治会の会費や行事等についても、加入する自治会にお問い合わせください。 ・自治会の会費や行事等についても、加入する自治会にお問い合わせください。 ・ロカーマーレークロレークロークロークロークロークロークロークロークロークロークロークロークロークロー		お申込み後、市役所より申請者に いの自治会にお伝えします。	自治会の連絡先の提供または、申詞	青者のお名前・ご住所をお住 る
近日中に市役所地域振興課職員または、お住まいになる自治会より連絡がありますので、それまで お待ちください。 ※ご注意 ・第回自治会加入手続きに開しましては、加入する自治会で行ってください。 ・自治会の会費や行事等についても、加入する自治会にお問い合わせください。 ・自治会の会費や行事等についても、加入する自治会にお問い合わせください。 ・自治会の会費や行事等についても、加入する自治会にお問い合わせください。 ・自治会の会費や行事等についても、加入する自治会にお問い合わせください。 ・自治会の会費や行事等についても、加入する自治会にお問い合わせください。 ・自治会の会費や行事等についても、加入する自治会にお問い合わせください。 い合わせ先 総務部 地域振興課 諸書号 048-561-1121 いな毎号 048-563-2322 ニールアドレス chiki@city.hanyu.lg.jp 水番号 048-563-2322 ニールアドレス chiki@city.hanyu.lg.jp この規約は、地気用時が増売学申請未開ジステム (電子申請・届出サービス) (以下「本システム」といいます。) と利用して地気用見び始 主用の市内計 1 目的 この規約は、地気に特別して申請・届出等事務を行うためには、この規約に同意することが必要です。ここことと参判問して地気用の支援の場合です。 <t< td=""><td></td><td>近日中に市役所地域振興課職員ま お待ちください。</td><td>たは、お住まいになる自治会より選</td><td>連絡がありますので、それまて</td></t<>		近日中に市役所地域振興課職員ま お待ちください。	たは、お住まいになる自治会より選	連絡がありますので、それまて
ご注題 ・第次の自治会加入手続きに関しましては、加入する自治会で行ってください。 ・自治会の会費や行事等についても、加入する自治会で行ってください。 化内静期 2023年12月1日0時00分〜 化合わせ先 経務部 地域振興課 議番号 048-561-1121 収着号 048-563-2322 ールアドレス chiki@city.hanyu.lg.jp **********************************		近日中に市役所地域振興課職員ま お待ちください。	たは、お住まいになる自治会より過	「絡がありますので、それまて
2023年12月1日0時00分~ 2023年12月1日0時00分~ 2023年12月1日0時00分~ 2023年12月1日0時00分~ 2023年12月1日0時00分~ 2023年12月1日0時00分~ 2023年12月1日0時00分~ 2023年12月1日0時00分~ 2023年12月1日0時00分~ 2037年12月1日0時00分~ 2037年12月1日0時00分~ 2037年12月1日0時00分~ 2037年12月1日0時00分~ 2037年12月1日0時00分~ 2108年12月1日0日 211日的 220週期10日前 21日的 220週期10日前 21日的 23月月現的の同意 本システムを利用して時期・届出等手続を行うためには、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの サービスを提供します。本システムを利用したちは、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの サービスを提供します。本システムを利用したちは、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの サービスを提供します。本システムを利用したちは、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの 25日をご理解いただけましたら、同意して進んでください。		※ご注意 ・実際の自治会加入手続きに関し ・自治会の会費や行事等について	ましては、加入する自治会で行って も、加入する自治会にお問い合わせ	ください。 ください。
Nv合わせ先 総務部 地域振興課 13番号 048-561-1121 AX番号 048-561-222 ニールアドレス chiki@city.hanyu.lg.jp メ国現物> 地気風スマート自治体推進会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約 1 1 目的 この規約は、埼玉県市町村電子申請共同システム (電子申請・届出サービス) (以下「本システム」といいます。) を利用して埼玉県及び埼玉県内の市町村 (以下「構成団体」といいます。) に対し、インターネットを通じて申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるもの です。 2 利用規約の同意 本システムを利用して申請・屈出等手続を行うためには、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの サービスを提供します。本システムを利用した方は、この規約に同意いただけたものとみなします。 意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。	受付時期	2023年12月1日0時00分~		
(話番号) 048-561-1121 AX番号 048-563-2322 (ールアドレス chiki@city.hanyu.lg.jp (利用規約) 埼玉県スマート自治体推進会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約 1 目的 この規約は、埼玉県市町村電子申請共同システム(電子申請・届出サービス)(以下「本システム」といいます。)を利用して埼玉県及び埼玉県内の市町村(以下「構成団体」といいます。)に対し、インターネットを通じて申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。 2 利用規約の同意 本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの サービスを提供します。本システムを利用した方は、この規約に同意したものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。	問い合わせ先	総務部 地域振興課		
AX番号 048-563-2322 にールアドレス chiki@city.hanyu.lg.jp <1	電話番号	048-561-1121		
Chiki@city.hanyu.lg.jp <> < <10 chiki@city.hanyu.lg.jp <> < <10 chiki@city.hanyu.lg.jp <> <> <> < <11 chiki@city.hanyu.lg.jp <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <> <>	FAX番号	048-563-2322		
く利用規約 均本県スマート自治体推進会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約 1 目的 この規約は、埼玉県市町村電子申請共同システム(電子申請・届出サービス)(以下「本システム」といいます。)を利用して埼玉県及び埼玉県内の市町村(以下「構成団体」といいます。)に対し、インターネットを通じて申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。 2 利用規約の同意 本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの サービスを提供します。本システムを利用した方は、この規約に同意いただけたものとみなします。 意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 L記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。	メールアドレス	chiki@city.hanyu.lg.jp		
 ゆ玉県スマート自治体推進会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約 1 目的 この規約は、埼玉県市町村電子申請共同システム(電子申請・届出サービス)(以下「本システム」といいます。)を利用して埼玉県及び埼玉県内の市町村(以下「構成団体」といいます。)に対し、インターネットを通じて申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。 2 利用規約の同意 本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの サービスを提供します。本システムを利用した方は、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの サービスを提供します。本システムを利用した方は、この規約に同意いただけたものとみなします。 意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。 	<利田相約>			
 目的 この規約は、埼玉県市町村電子申請共同システム(電子申請・届出サービス)(以下「本システム」といいます。)を利用して埼玉県及び埼玉県内の市町村(以下「構成団体」といいます。)に対し、インターネットを通じて申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。 2 利用規約の同意 本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムのサービスを提供します。本システムを利用した方は、この規約に同意したものとみなします。 意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。 	埼玉県スマート自治体推進	会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス	【利用規約	
この規約は、埼玉県市町村電子申請共同システム(電子申請・届出サービス)(以下「本システム」といいます。)を利用して埼玉県及び埼 玉県内の市町村(以下「構成団体」といいます。)に対し、インターネットを通じて申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるもの です。 2 利用規約の同意 本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの サービスを提供します。本システムを利用した方は、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの サービスを提供します。本システムを利用した方は、この規約に同意いたたけたものとみなします。 意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。	1 目的			
2 利用規約の同意 本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの サービスを提供します。本システムを利用した方は、この規約に同意したものとみなします。 意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。	この規約は、埼玉県市町 玉県内の市町村(以下「構 です。	村電子申請共同システム(電子申請・届出サー 成団体」といいます。)に対し、インターネッ	・ビス)(以下「本システム」といいます トを通じて申請・届出等の手続を行う <i>†</i>	r。)を利用して埼玉県及び埼 Lめに必要な事項を定めるもの
本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの サービスを提供します。本システムを利用した方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することがで 意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。	2 利用規約の同意			
意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。 上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。	本システムを利用して申 サービスを提供します。本	請・届出等手続を行うためには、この規約に同 システムを利用した方は、この規約に同意した	『意することが必要です。このことを前掛 ものとみなします。何らかの理中により	Eに、構成団体は本システムの この規約に同意することがで
上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。	司意する」ボタンをクリ	ックすることにより、この説明に同う	意いただけたものとみなします。	
		上記をご理解いただけました	ら、同意して進んでください。	
(く 一覧へ戻る) (同恵する >)		く 一覧へ戻る	同意する	>

(2)お申込者情報を入力します。

お申込者情報	延長する
	配色を変更する
氏名を入力してください。「必須」	
氏: 名:	▶ 文字サイズ を変更する
氏名(ふりがな)を入力してください。 必須	? >#7
氏 名	
郵便番号を入力してください。 必須	FAQ
郵便番号 住所検索	のか 問い合わせ フォーム
住所を入力してください。 必須	
住所	V TA
雪託来号を入力してください 必須	文字サイズを変更する
	? ^ルフ
入力例) 012-345-6789は0123456789と入力 雷話連絡等の都合のつく時間帯を入力してください。	
	FAQ
連絡先メールアドレスを入力してください。 必須	問い合わせ フォーム
市役所からの連絡の際に使用させていただきます。	▲ ±▲
メールアドレス	マ すへ

(3)取次方法を選択します。

①自治会が申込者に連絡する場合

※市役所より申込者の情報をお住まいになる自治会にお伝えしますので、自治会から の連絡をお待ちください。

②申込者が自治会に連絡する場合

※市役所から自治会の連絡先等をお伝えしますので、直接ご連絡していただき加入手

|--|

取次方法を選択してください。 必須	延長する
ご希望の取次方法をお選びください。	配色を変更する
自治会が申込者に連絡を入れる。※市役所より申込者の情報をお住まいになる自治会にお伝えしますので、自治会からの 連絡をお待ちください。	
申込者が自治会に連絡する。※市役所から自治会の連絡先等をお伝えしますので、直接ご連絡していただき加入手続きを 行ってください。	を変更す
運択解除	? ~~
	R
連絡事項・質問事項を入力してください。	FAQ
事前に伝えておきたいことや質問事項がありましたらご記入ください。	
	間い合わ フォーム
	ヘエン マン マン マン マン マン

(4)必要事項を入力したら、「確認へ進む」をクリックします。

VIE DU VIE D	・ 記色 2 変更す
入力中のデータを一時保存・読み込み	
【申込データー時保存、再読込み時の注意事項】	ア ク 文字サイ
・添付ファイルは一時保存されません。再読込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。 - パンコンパー時保存した由いデータけパソコンで理解。 地策・必定することけできません	を変更す
・システムに読込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読込めませんので、ご注意ください	
・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。	く ~ ル
「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。	
※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。	
 ※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。 ↓、入力中のデータを保存する .↑、保存データの読み込み 	FAC
 ※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。 ① (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	FAG

(5)申込確認をして、画面下部にある「申込む」をクリックします。

Q 手続き選択をする	メールアドレスの確認	内容を入力する	💎 申し込みをする
申込確認			
まだ申込みは完了 下記内容でよろしければ「申 治会加入取次のお申込み	していません。 込む」 ボタンを、修正する場合(よ「入力へ戻る」ボタンを押して	てください。
お申込者情報			
氏名			
氏名(ふりがな)			
郵便番号	3488601		
住所	羽生市東6丁目15番地		
電話番号	0485611121		
電話連絡等の都合のつく時間 帯			
連絡先メールアドレス	chiki@city.hanyu.lg.jp		
	申込者が自治会に連絡する。※市	役所から自治会の連絡先等をお伝え	しますので、直接ご連絡して
取次方法	いただき加入手続きを行ってくだ	さい。	

(6)申込みが完了すると、整理番号とパスワードが発行されますので、手続きが完了するまで、

画面を保存するか、メモします。

	申込みが完了しました。		
	下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。		
	メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、 メールが届かない可能性がございます。		
數理妥旦	076762772783		
正任审与			

- (7)地域振興課の職員が、申込内容を確認後、選択した取次方法のとおり、ご連絡をいたします。 ①自治会が申込者に連絡する場合
 - ※市役所より申込者の情報をお住まいになる自治会にお伝えしますので、自治会から の連絡をお待ちください。

②申込者が自治会に連絡する場合

※市役所から自治会の連絡先等をお伝えしますので、直接ご連絡していただき加入手 続きを行ってください。